



## 旭川市産前・産後ヘルパー事業の御案内

# ヘルパーが家事や子育てをお手伝いします

産前・産後の体調が不安定な時期に、毎日の家事や育児に大変さを感じている方をサポートします。

市内のヘルパー事業者がお宅にうかがい、家事・育児の支援をいたします。ひとりではがんばりすぎず、手助けが必要な時はぜひ御利用ください。



つわりでからだがつつく、動けない

赤ちゃんとの生活、家事に手が回らない

少しでも体を休めたい…赤ちゃんをみてほしい

上の子のお世話を手伝ってほしい

一人での子育てが不安…

### 利用できる方

旭川市に住民票のある妊娠中又は産後1年未満（多胎の場合は産後2年未満）の方

＊利用対象の方には、妊娠届出時等の窓口又は郵送で利用券を交付しています。

（対象となる全ての方に交付しています。申請手続きは不要です。）

＊転出等で旭川市外に住民票を異動した場合は、御利用いただけませんので御注意ください。

### 支援の内容

家事に関するもの ～ 食事の準備や後片付け、衣類の洗濯や簡単な補修、お部屋の掃除やお片付け、生活必需品の買物 など

※大掃除、床のワックスがけ、浴室のカビ取り、換気扇掃除、庭の掃除、草とり、大量の洗濯、大きな買物などはできません。

育児に関するもの ～ 授乳、オムツ交換、沐浴のお手伝い、上のお子さんのお世話 など

※保護者が一緒にいる場所でお手伝いをします（託児ではありません）。

★支援内容の詳細については、旭川市ホームページ（裏面にQRコードあり）を御覧ください。

### 利用できる回数

1回の出産につき20回  
（多胎の場合40回）（1日1回まで）

### 利用できる時間

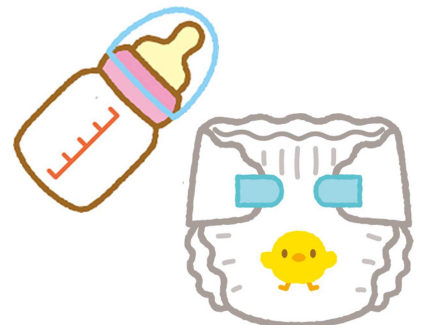
月曜日から金曜日まで  
午前8時から午後6時まで

### 利用料金

1回（2時間以内）につき 500円

※買物、送迎等で交通費がかかる場合は、別途実費を負担していただきます。

※訪問先に駐車場がない場合は、近隣の有料駐車場料金を負担していただく場合があります。



（裏面も御覧ください）

## 利用方法



### 利用券の交付

妊娠届出をされた方に窓口（母子保健課・各支所等）でヘルパー利用券を交付します。  
\*転入者等で利用券をお持ちでない方は、**市役所おやこ応援課**に御連絡ください。

### 利用申込み

サービスを利用したい時に、希望する事業所（下に記載）に電話で直接お申込みください。  
希望するサービス内容、日時等をお伝えいただきましたら、事業所が調整を行います。  
\*ヘルパーの円滑な派遣のため、利用希望日の2日前までにお申込をお願いします。  
（急な利用を希望する際には、事業所に御相談ください。）

\*事業所の状況によっては、サービス内容、日時等でご希望に添えない場合がありますので御了承ください。

### ヘルパー訪問（サービス利用）

ヘルパーが家事・育児支援のサービスを行います。

\*利用券及び母子健康手帳をヘルパーに提示し、確認を受けてください。

\*初回のサービス利用時には、必要に応じ、利用時間内で面談を行い、お子さんの様子や家の様子などの聞き取りをします。

### サービス利用後

ヘルパーが提示する報告書の内容を確認の上、確認欄へのサインをお願いします。

ヘルパーが利用券の事業所確認欄に実施内容を記入します。

利用料金（1回500円）をヘルパーに支払い、領収書をお受け取りください。

## 利用できる事業所



産前産後ヘルパー事業HP

最新の情報を旭川市ホームページで御確認ください。

### 【お問合せ】

旭川市役所子育て支援部おやこ応援課

電話 0166-26-2395

FAX 0166-22-3275

